



平成29年5月15日

各 位

会社名 三菱化工機株式会社
代表者名 取締役社長 高木 紀一
(コード番号 6331、東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 宮本 智成
(TEL. 044-333-5354)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の当社第93回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合に係る議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案並びに下記「3. 定款一部変更」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力発生するものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1.の単元株式数の変更後も、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、10株を1株に併合（以下、「本株式併合」という。）するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を160,000,000株から16,000,000株に変更いたします。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 16,000,000株（併合前160,000,000株）
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	79,139,500株
併合により減少する株式数	71,225,550株
併合後の発行済株式総数	7,913,950株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤本株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動等他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満のみ所有株主	163名（1.73%）	249株（0.00%）
10株以上所有株主	9,263名（98.27%）	79,139,251株（100.00%）
全株主	9,426名（100.00%）	79,139,500株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満のみご所有の株主様163名（所有株式数の合計249株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案並びに下記「3. 定款一部変更」に記載の単元株式数及び発行可能株式総数の変更に係る定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力発生するものといたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものとします。

(2) 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>160,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は <u>16,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は <u>100株</u> と する。 附 則 <u>(効力発生日)</u> 第3条 <u>本定款第6条(発行可能株式総 数)及び第8条(単元株式数) の変更は平成29年10月1日 をもって効力が発生するものと し、本附則第3条は当該変更の 効力発生日の経過後これを削除 する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本定款一部変更に係る議案並びに上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月15日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係から、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とは何ですか？

A 1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数をいい、今回当社では、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとしております。

また、株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることをいい、今回当社では、10株を1株に併合することとしております。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 2. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一するため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、かかる趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、東京証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（売買単位当たりの投資金額）を「5万円から50万円まで」としております。現状の当社株価の水準から、単に当社の単元株式数を100株にした場合、望ましい投資単位とはならない可能性があること等から、併せて株式併合を実施するものです。併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A 3. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、本年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。それぞれ具体的には次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	4,000株	4個	400株	4個	なし
例②	3,500株	3個	350株	3個	なし
例③	1,868株	1個	186株	1個	0.8株
例④	624株	なし	62株	なし	0.4株
例⑤	7株	なし	0株	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記の例③・④・⑤のような場合）は全ての端数株式を当社が一括して処分します。端数株式が生じた株主様に対しては、端数の割合に応じて、その代金をお支払いさせていただきます。

なお、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数が9株以下の場合（上記例⑤のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主たる地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に影響はございません。理論上、ご所有の株式数は10分の1になるものの、逆に1株当たり純資産額は10倍となります。

株式併合後の株価につきましても、理論上、株式併合前の10倍になります。

Q 5. 配当金への影響はないのですか？

A 5. 株式併合の効力発生後は、併合割合を勘案して1株当たりの配当金額を設定させていただく予定としておりますので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 8. 今後のスケジュールはどうなりますか？

A 8. 今後の具体的なスケジュールは以下を予定しております。

平成29年5月15日	取締役会決議日
同 6月29日（予定）	第93回定時株主総会
同 9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
同 9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
同 10月 1日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の効力発生日

※お問い合わせ先

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒137-8081	東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711 (通話料無料)
受付時間	9:00~17:00 (土日休日を除く)